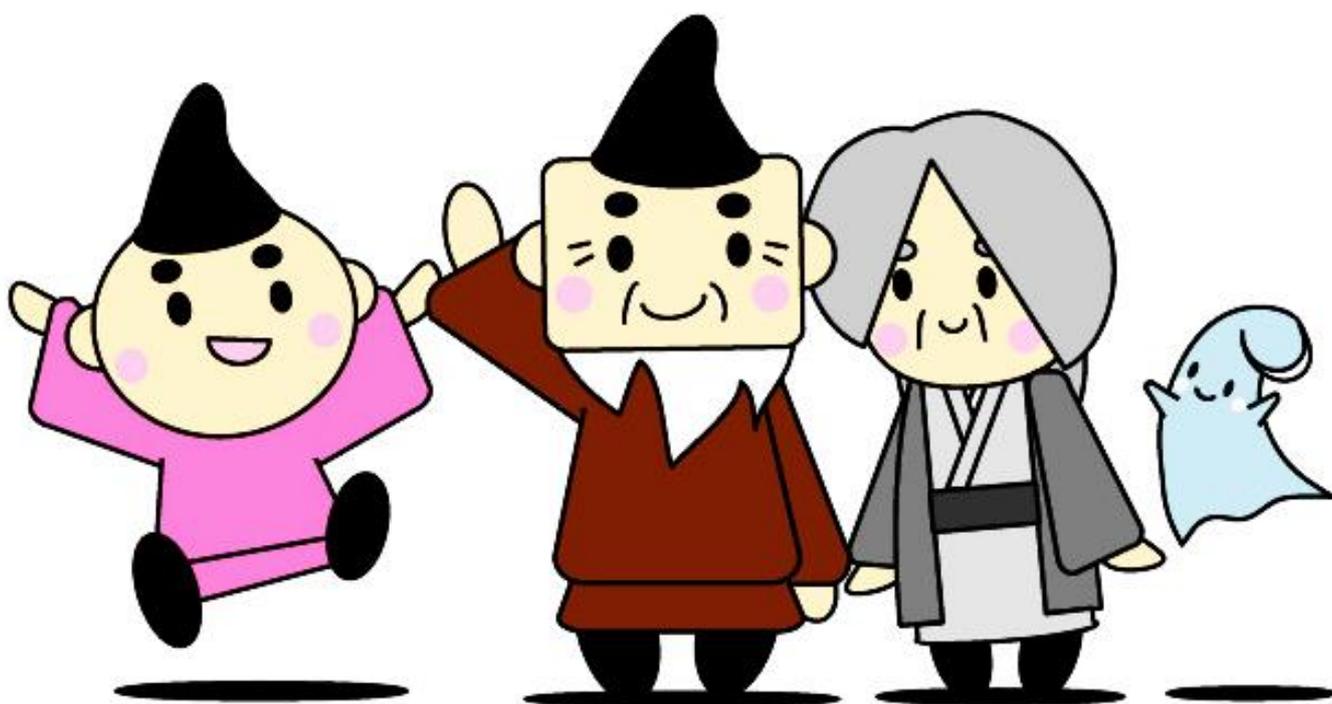


茅ヶ崎市老人クラブの 補助金の手引き



茅ヶ崎市

(令和5年10月20日改訂)

目次

1.老人クラブについて	2
2.茅ヶ崎市老人クラブ助成事業費補助金	2
3.老人クラブの活動の例	3
4.補助金について	4
5.補助金の対象になる経費	7
6.補助金の対象にならない経費	8
この経費はどうなるの？ Q&A	9
重要事項	10



1.老人クラブについて

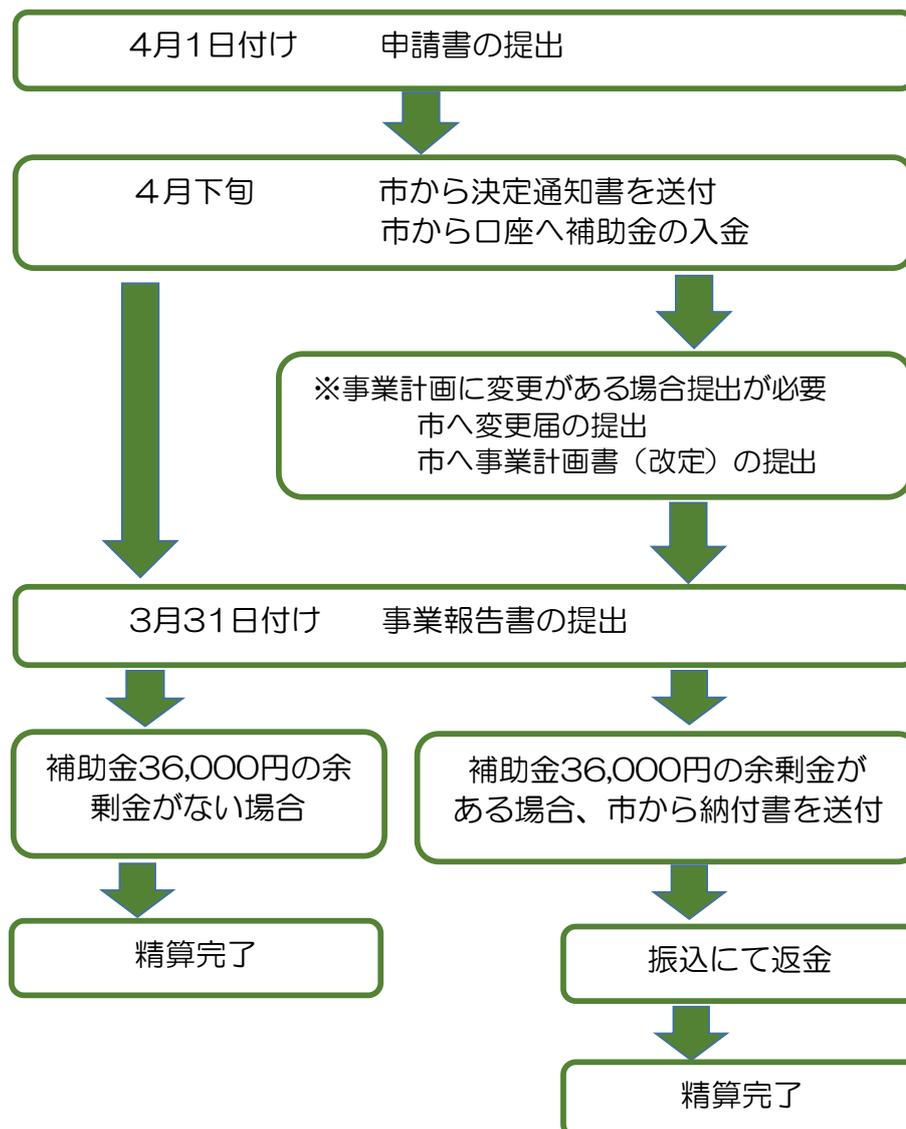
老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。高齢者の生活を健全で豊かなものにするために、学習・教養活動、健康増進のための活動、レクリエーション、地域社会との交流活動を行っています。

市は老人クラブの支援を行い、高齢者の積極的なスポーツ活動・文化活動の促進に寄与します。

2.茅ヶ崎市老人クラブ助成事業費補助金

市は老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動に対し、月額 3,000 円 (3,000 円×12 月) の補助金を交付します。

申請の流れ





3.老人クラブの活動の例

老人クラブ活動	活動番号	活動の種類	活動の例
生活を豊かにする楽しい活動	①	健康づくり シニア・スポーツ	各種スポーツ活動・大会への参加 体操教室、ラジオ体操 ウォーキング活動
	②	趣味・文化 レクリエーション	趣味活動（俳句、手芸、カラオケ、絵画、囲碁等）
	③	学習活動 リーダー研修	各種講演会・研修会・学習講座の開催 美術館・博物館等の見学 工場見学
地域を豊かにする社会活動	④	友愛訪問 ボランティア活動 社会奉仕の日	友愛訪問 友愛活動 虚弱者訪問 生活援助（買物や家事の手伝い） 交通安全・防犯パトロール 登下校の見守り 社会奉仕の日活動など
	⑤	伝承活動 世代交流	地域の文化・伝統芸能・民芸・手工業・郷土史・生活記録などの伝承活動 子どもや青壮年などとの交流活動など
	⑥	作業・生産 環境美化・リサイクル	清掃美化活動 植栽活動 広報誌の発行 リサイクルなど
	⑦	提言・提案	生活調査・点検（モニター）活動 関係機関への提案など
その他の活動	⑧	役員会・定例会 ・総会	会議資料の作成など
	⑨	その他	役員報酬、役員手当 補助金交付申請・事業実績報告等の市役所への手続き ①～⑧以外の運営経費

4.補助金について

老人クラブの活動ごとに、補助金の対象になるものとならないものがあります。

活動ごとに「5.補助金の対象になる経費」(7ページ)、「6.補助金の対象にならない経費」(8ページ)の表の科目に当てはめて補助金を使用してください。

()内は補助金の対象となる科目を表記しています。

※活動にかかる経費の一例です。経費の項目を限定するものではありません。

生活を豊かにする楽しい活動の例

① 健康づくり、シニア・スポーツについて

例1 グラウンドゴルフ大会を計画、実施した場合

会場代(使用料及び賃借料)	○	保険料(役務費)	○
会員の交通費(旅費)	○	優勝賞品(需用費)(※)	○
飲物	×		

※9ページの「この経費はどうなるの?Q&A」のQ1、A1を参照してください。

例2 体操教室を開催した場合

会場代(使用料及び賃借料)	○	講師の謝礼(報償費)	○
連絡調整の電話代(役務費)	○	飲物	×

② 趣味・文化、レクリエーション

例3 敬老会を企画、運営した場合

会場代(使用料及び賃借料)	○	連絡調整の電話代(役務費)	○
式次第作成(需用費)	○	会員全員に配布する敬老会の記念品(※)	×
茶菓、弁当代	×	紅白饅頭	×

※手作りで製作した記念品(需用費)は対象になります。9ページの「この経費はどうなるの?Q&A」のQ7、A7を参照してください。

例4 カラオケ大会を開催した場合

会場代(使用料及び賃借料)	○	カラオケ機器のレンタル代(使用料及び賃借料)	○
茶菓	×	カラオケ機器の分割払い(※)	×

※9ページの「この経費はどうなるの?Q&A」のQ9、A9を参照してください。

③ 学習活動、リーダー研修

例 5 美術館への視察を行った場合

交通費（旅費）	○	入場料	×
飲物、弁当代	×	写真現像代（需用費）	○

例 6 役員が研修で宿泊した場合

交通費（旅費）	○	宿泊代	×
飲食代	×		

地域を豊かにする社会活動の例

④ 友愛訪問、ボランティア活動、社会奉仕の日

例 7 閉じこもり防止のため、地域の高齢者を集め、集いの場を企画、運営した場合

会場代（使用料及び賃借料）	○	材料費（需用費）	○
地域へ広告のため掲示物作成（需用費）	○		

※9 ページの「この経費はどうなるの？Q&A」のQ5、A5 を参照してください。

例 8 会員の親睦を深めるため、茶話会を企画、運営した場合

会場代（使用料及び賃借料）	○	お知らせの電話（役務費）	○
---------------	---	--------------	---

例 9 友愛活動で老人ホームを訪問した場合

老人ホームへの手土産	×	老人ホームへタオル等を寄付するための購入費	×
手作りの品をプレゼントする材料費（需用費）	○		

例 10 登下校の見守りをした場合

旗購入費（備品購入費）	○	ジャンパー購入費（需要費）	○
帽子購入費（需用費）	○		

⑤ 伝承活動、世代交流

例 11 戦争体験等の記録を残す活動

材料費（需用費）	○	茶菓	×
----------	---	----	---

⑥ 作業・生産、環境美化・リサイクル

例 12 植栽活動をした場合

植栽の花（需用費）	○
スコップ購入費（需用費）	○

ジャンパー購入費（需用費）	○
弁当代	×

例 13 神社清掃活動を行った場合

ゴミ袋（需用費）	○
飲物（需用費）	○

軍手（需用費）○	○
会員への電話連絡（役務費）	○

その他の活動の例

⑧ 役員会・定例会・総会

例 14 定例会（会議）を実施した場合

会場代（使用料及び賃借料）	○
弁当代	×

資料の印刷代（需用費）	○
飲物	×

⑨ その他

例 15 会員が亡くなった場合

香典	×
----	---

生花	×
----	---

！重要！ 補助金に該当しない経費は、自主財源で支払いをしてください。





5.補助金の対象になる経費

科目	補助対象となる経費の例	備考（ルール・考え方）
報償費	講演会、講習会、研修会等の講師への謝礼 大会の審判の謝礼 講師、審判の交通費・食糧費	講師、審判に対する食糧費は報償費として補助金対象です
旅費	視察、事業、活動、研修等の交通費	親睦旅行等、自己負担すべき経費は対象外です ※レシート等のないものについては添付書類（任意様式）が必要です
需用費	活動で製作する材料費 事務用品の購入費 資料の印刷・コピー費 光熱水費 消耗品費 社会奉仕活動の参加者に提供する茶菓	活動に必要なもの ※食事代等自己負担すべき個人的経費は対象外です
備品購入費	備品費	活動に必用なもの
役務費	通信費 保険料	郵便、切手代、電話代（電話代はかかる実費相当について対象） ※レシート等のないものについては添付書類（任意様式）が必要です
使用料及び賃借料	会場・体育館等の使用料 備品の賃借料	事業や活動、研修等必要な場合
委託料	イベントの舞台装置、音響、電気配線設置の委託 工作物の設置等の専門的な知識・技術を要する委託	調査、設営など専門的な知識、技術等が必要、危険が伴うもの等で委託した方が効果的、効率的に実施することが可能となる場合に認められます

！重要！ 補助金の対象経費については、実績報告書を提出する際にレシート等のコピーの提出が必要です。

6.補助金の対象にならない経費



科目	補助対象とならない経費の例	備考（ルール・考え方）
交際費	祝金 見舞金 香典、供え物、生花代	補助金の経費としてふさわしくないため対象外です
記念品	個人に提供する記念品（敬老祝品、誕生日祝品等） 御祝品（赤飯、紅白饅頭等） 金券（クオカード、商品券等） 景品、参加賞	補助金の経費としてふさわしくないため対象外です ※スポーツ活動等での結果を表彰するトロフィー等は対象
食糧費	飲食代 お酒代	本人負担とすることが適当であるため対象外です
負担金 分担金	茅ヶ崎市老人クラブ連合会への負担金 ・分担金等	連合会等の活動を目的としているため対象外です
寄付金	神社や他団体への寄付金	補助金は老人クラブの活動に対して助成しているため対象外です
その他	会員本人への補償を行う保険 自己負担すべき個人的経費（拝観料、旅費等） 積立金	本人負担とすることが適当であるため対象外です（例：個人の自転車保険料） 事業の実行に関係のないもの 経費としてふさわしくないもの



この経費はどうなるの？Q&A



Q1 グラウンドゴルフ大会での入賞賞品はどういったものが対象になるの？

A1 トロフィーや形に残るもので、当大会の記念品とわかるものは補助金の対象（需用費）になります。

Q2 研修会にタクシーを利用する際のタクシー代は補助金の対象になるの？

A2 公共交通機関の利用が困難な場合に限り、補助金の対象になります。

Q3 マスク・プロジェクトで作ったマスクの材料費は対象になるの？

A3 活動として製作した場合、補助金の対象（需用費）になります。

Q4 慰安旅行を企画したけれど、バスを手配した場合、補助金の対象になるの？

A4 補助金対象外です。研修旅行でバスを手配した場合は補助金の対象になります。ただし、公共交通機関の利用が困難な場合に限ります。

Q5 集いの場で茶菓を提供する場合は、補助金の対象になるの？

A5 社会参加への意欲向上や、閉じこもり防止など、地域に貢献する集いの場である事業については、補助金の対象となります。これは不特定多数の人が参加でき、地域住民が気軽に立ち寄れる場所で、定期的に行われているものが対象となります。集いの場で茶菓を提供する場合は、「集いの場の活動報告書（任意様式）」、及び活動内容が分かるチラシ等を提出してください。

Q6 グラウンドゴルフ大会の参加者の飲物は、補助金の対象になるの？

A6 補助金対象外です。ただし、主催者が事故防止のために用意するものは補助金の対象（需用費）になります。※事故防止とは、熱中症等に備え緊急時に使用するものです。

Q7 誕生会や忘年会などの経費は、すべて補助金の対象外なの？

A7 飲食費や記念品は補助金対象外です。ただし、会場費やプログラム作成などの経費、手作りの記念品製作の材料費は補助金の対象になります。

Q8 講師の謝礼等のレシート等が発行されない支出があった場合、どうすればいいの？

A8 レシート等が発行されない場合は、実施した事業の支出に含め計上してください。その際は、支払先・金額・実施日・内容を記録したものを提出してください。

Q9 広報紙発行のため、プリンターを来年度の補助金を見込んで2回の分割払いしたいのだけど、分割購入できるの？

A9 補助金は単年度のものとなるため、次年度の予算は担保されていません。そのため、年度をまたいだ支払いは補助金の対象とすることができません。

Q10 会議のお茶は対象になるの？

A10 補助対象外です。お茶の提供は地域に貢献する社会奉仕活動への参加者に提供する場合に認められており、会議はその活動に当たらないため対象外です。

Q11 ポイントを利用して購入したときは、ポイント分を含めて補助金の対象になるの？

A11 補助対象外です。ポイント利用分を除いて、実際に支払った経費が補助金の対象になります。

Q12 単位老人クラブ内で行っているサークル活動に対し、サークル助成金として支出はできるの？

A12 補助対象外です。単位老人クラブは、クラブ内のサークルに補助金を助成金として支出することはできません。各サークルが実際に支払った経費が、補助金の対象になります。

Q13 自宅で印刷する資料について、1枚10円に設定し、支出できるの？

A13 実費相当が補助金の対象となります。トナーやコピー用紙代として申請してください。

Q14 2つの単位老人クラブで共催事業を行い、物品を購入して折半する場合、注意点はあるの？

A14 領収書を発行してもらう場合の宛名は、どちらかのクラブの正式名称でもらってください。端数が割り切れない場合は、小数点にせず、どちらかのクラブを一円多くするなど、レシート等の金額と同じになるようにしてください。

(例) 共催事業で2,523円の経費が発生した場合

○ 1,261円と1,262円

× 1,261.5円と1,261.5円

Q15 高齢化などでクラブの人数が30名以下になったが、補助金は認められないの？

A15 補助金は、会員が30名以上の単位老人クラブを対象にしていますが、県は「これまでおおむね30名以上の会員により適正に運営されてきた単位老人クラブが、諸般の事情により会員が減少したものの、今後も継続的な活動が見込まれると市町村が認める場合」を対象としているため、該当する単位老人クラブは市へ相談してください。

Q16 役員手当(役員報酬)は補助金として認められるの？

A16 単位老人クラブの役員が連合会の定例会等に出席するために必要な交通費や、単位老人クラブの会員へ周知するために必要な通信費等の実費相当は、役員手当(役員報酬)として補助金の対象になります。実績報告書を提出する際に、その支払いの根拠を確認するため、会員の同意を得ている金額等であることの会則等の根拠書類を提出してください。



重要事項

○繰越金について

市の予算は原則その年度内に執行し完結することとなっております。そのため、補助金を繰越すことはできません。補助対象事業で、実施後、余剰金が出た場合は返金する必要があります。

○他団体からの補助金を受けている場合は、重複して経費を計上しないようご注意ください。

○会計は帳簿を記録し、毎年会計監査を行ってください。補助金に関する証拠書類は5年保存する必要があります。

○市が求めた時は必要に応じ、証拠書類の提示ができるよう会計管理をお願いいたします。

○市は県の補助金を財源に、老人クラブ助成事業費補助金を交付しています。そのため、県の福祉事業費補助金交付要綱に準じて補助金を活用する必要があります。

以下、「神奈川県高齢者在宅福祉事業費補助金（老人クラブ活動事業）の交付申請書等の提出について」より抜粋（参考）

《神奈川県補助対象外経費の例》

- ◇食料費（ただし、講師、審判員に対するものは対象経費となる。）
- ◇旅費（ただし、講師、審判員、老連職員の県内旅費に対するものは対象経費となる。）
- ◇実施主体が、老人クラブ、市町村老人クラブ連合会以外の事業に係る経費
- ◇その他、事業の実行に関係ないものや、本人負担とすることが適当であるものなど、経費としてふさわしくないもの（参加賞購入費、史跡への拝観料、個人への利益供与等を目的とした備品・消耗品費、参加者保険料、単位老人クラブから市町村老人クラブ連合会への負担金、親睦旅行等の旅費、忘年会新年会等の飲食費等）

ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業への参加者に提供する茶菓及び料理教室の食材費、老人クラブ等の団体単位で加入し、クラブ活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員全員への補償を行わない損害保険、老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険は対象経費となる。

老人クラブとは ～地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です～

活動の目的

- (1) 仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり 生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに
- (2) その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組む
- (3) 明るい長寿社会づくり 保健福祉の向上に努めることを目的とします。



会 員

入会を希望する高齢者で、概ね60歳以上の方を対象としています。

- ・ 準会員や協力会員制度を取り入れ、60歳未満の方の参加も受け付けているクラブもあります。

組 織

日常的に声をかけ合い、歩いて集まることのできる小地域の範囲で組織しています。

クラブの規模は、おおむね30名から100名を標準としています。

運 営

- ・ 会員本意の自主的かつ民主的な運営をしています。
- ・ クラブ活動の財源は、会員の会費によってまかなうことを基本とします。

国・地方公共団体の支援

高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、国、地方自治体から支援を受けています。

連 合 会

小地域ごとの老人クラブ(単位クラブ)を核に、市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階に老人クラブ連合会(老連)を組織しています。

[全国のクラブ数・会員数一覧はこちら>>](#)

単位クラブ
85,805クラブ / 4,387,233人

市区町村老連

都道府県・指定都市 63老連

全国老人クラブ連合会

※令和4年3月末現在/厚生労働省報告例

問合せ先

茅ヶ崎市役所

福祉部 高齢福祉課 いきいき推進担当

住 所 〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-81-7162